



青 森 県 報

第二千六十号

平成十四年八月十四日(水曜日)

目 次

告 示

種畜の臨時検査の施行……………(畜産課) ……一
 家畜伝染病の発生……………(同) ……一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(薬務衛生課) ……二
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……二
 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三
 平成十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表……………(経 理 課) ……三
 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……三
 右 同……………(むつ県土整備事務所) ……三
 右 同……………(鮎ヶ沢県土整備事務所) ……四

告 示

青森県告示第三百九十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十

五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成十四・八・三	西津軽郡森田村大字森田字月見野五五八 青森県畜産試験場 和牛改良技術センター

青森県告示第三百九十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	四	西津軽郡車力村	平成十四・七・三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び予定数量
プラテリア[®]BSE 三〇〇キット程度
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
十和田食肉衛生検査所総務課
十和田市大字三本木字野崎一の一三
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十四年七月二十六日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社八戸支店
八戸市沼館一丁目一五の三
- 七 契約単価
二十四万八千八百五十円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十四年六月十四日

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ黒石店
黒石市錦町二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
- 三 黒石市の意見の概要
通学路への警備員配置
市道錦町・春日町線は、黒石東小学校の通学路となっており、登校時間帯は問題はないが、下校時には夕方の買物客の集中する時間帯であり、車両数が一日のピークとなるものと考えられる。
児童生徒（特に低学年）の交通事故発生が危惧される。
下校時間帯には、単に運転者のモラルに委ねるのではなく、警備員を配置し交通事故防止対策を講じることが望ましい。
- 四 大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十四年八月十四日から同年九月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

地籍調査の成果の認証

黒石市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

市町村名	大字名	小字名
黒石市	ぐみの木二丁目一部 住吉の三丁目一部 吉乃町 岩木町 松葉町 昭和町 北美町 北美町三丁目 野際二丁目 野際三丁目	

平成十三年度財団法人青森県都道府県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人青森県都道府県会館から平成十三年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 火災・自動車共済事業

分担金その他収入 五、二三三、七〇二、九五一 円

災害共済金、経費その他支出 二、一九四、一六七、八六二 円

正味財産 二〇、九一六、二八五、四二四 円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入 一、〇二二、〇〇二、五八六 円

災害共済金、経費その他支出 二六八、九三三、四八八 円

正味財産 五、八二二、〇七〇、〇九八 円

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社ヤマカ夏堀塗装

二 代表者の氏名 夏堀 文孝

三 主たる営業所の所在地 三戸郡福地村大字小泉字上館野三〇の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一六九二六号

五 取消年月日 平成十四年八月一日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃業したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 松浦工務店
- 二 氏名 佐々木 英子
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村一五三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一四〇〇二号
- 五 取消年月日 平成十四年七月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社宏毅建設
- 二 代表者の氏名 北澤 毅春
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡車力村大字富范字屏風山一の七八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一三七五四号
- 五 取消年月日 平成十四年八月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年七月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭